

○国立大学法人埼玉大学業務運営の簡素化及び効率化 推進のための手続等における情報通信技術の利用に 関する規則

〔令和6年10月17日
規則第21号〕

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）において、情報通信技術を利用する方法により申請、届出その他の手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、教職員、学生、民間事業者その他本学のステークホルダー（以下「関係者」という。）の利便性の向上を図るとともに、業務運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(基本原則)

第2条 情報通信技術を活用した業務運営の簡素化及び効率化の推進は、事務又は業務の遂行に用いる情報を書面等からデータ（電磁的記録に記録された情報をいう。以下この条において同じ。）へと転換することにより、本学における情報通信技術の活用を図ることが、本学が直面する課題の解決にとって重要であることに鑑み、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者に対する適正な配慮がされることを確保しつつ、データの適正かつ効果的な活用の推進に関する施策の一環として、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 手続等並びにこれに関連する本学の事務及び関係者の業務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務及び業務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること。
- (2) 関係者から本学に提供された情報については、本学の各部局が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報の提供を要しないものとする。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 規則等 国立大学法人埼玉大学における規則等の制定改廃に関する規則第3条の規則等及び同規則第8条の要項等をいう。
- (2) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙

その他の有体物をいう。

- (3) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (4) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (5) 電子情報処理組織 本学の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請等をする者又は通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の規則等の規定に基づき本学に対して行われる通知をいう。
- (7) 通知等 本学が特定の事実や情報を相手に伝達することその他規則等の規定に基づき本学が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 作成等 規則等の規定に基づき本学が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (9) 手続等 申請等、通知等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第4条 申請等のうち当該申請等に関する他の規則等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該規則等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等に関する他の規則等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する規則等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、本学の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に本学に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、当該申請等に関する他の規則等の規定において署名等をすることが規定されているものについては、当該規則等の規定にかかわらず、本学の指定する情報システム又はアプリケーションにおいてパスワード認証を行うことをもって当該署名等に代えさせることができる。

（電子情報処理組織による通知等）

第5条 通知等のうち当該通知等に関する他の規則等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該規則等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2 前項の規定により行われた通知等については、当該通知等に関する他の規則

等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該通知等に関する規則等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた通知等は、当該通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、当該通知等に関する他の規則等の規定において署名等を行うことが規定されているものについては、当該規則等の規定にかかわらず、本学の指定する情報システム又はアプリケーションにおいてパスワード認証を行うことをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の規則等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該規則等の規定にかかわらず、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等に関する他の規則等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する規則等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、当該作成等に関する他の規則等の規定において署名等を行うことが規定されているものについては、当該規則等の規定にかかわらず、本学の指定する情報システム又はアプリケーションにおいてパスワード認証を行うことをもって当該署名等に代えることができる。

(適用除外)

第7条 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の通知等に係る書面等を提示させる必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして学長が定めるものについては、この規則は適用しない。

2 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。

(1) 申請等及び通知等のうち当該申請等又は通知等に関する他の規則等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの(第4条第1項又は第5条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。) 第4条及び第5条の規定

(2) 作成等のうち当該作成等に関する他の規則等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。) 前条の規定

附 則

この規則は、令和 6 年 10 月 17 日から施行する。